

八幡平市市制20周年記念事業ロゴマーク募集要項

1 趣旨・目的

八幡平市では、令和7年9月1日に市制20周年を迎えるに当たり、この記念すべき年を皆さんと一緒に祝いし、市に関わる様々な方々と市の将来を展望し、更なる発展に向かう出発点となるよう、「八幡平市市制20周年記念事業」を実施します。

そこで、市民をはじめとする多くの皆さんに親しみを感じてもらい、より大きな盛り上がりへとつなげるため、記念事業のロゴマークを募集します。

【八幡平市市制20周年記念事業の基本理念及び実施方針】

■基本理念

本市は、令和7年9月1日に市制施行20周年という大きな節目を迎えます。

この20周年という記念すべき節目を、記念事業等の開催により市民とともに祝い、これまで本市の発展を支えてきた先人達の功績を讃えながら、市民一人一人の郷土への誇りと愛着を更に深める機会になるよう進めていきます。

また、市民をはじめ、本市に関わる様々な方々と本市の将来を展望し、更なる発展に向かう出発点となるよう進めていきます。

■実施方針

基本理念を踏まえ、次の実施方針に基づいて記念式典、記念事業及び記念誌刊行からなる事業を実施します。

(1) 市民参画・協働による記念事業等の実施

記念事業等が広く市民を巻き込み、市民主体、協働によるまちづくりを推進するとともに郷土への誇りと愛着を更に育む記念事業であること。

(2) “農（みのり）と輝（ひかり）の大地”を内外に発信する事業の実施

(3) 最小の経費で最大の効果をもたらす記念事業等の実施

記念事業等の実施にあたっては、既存事業とタイアップするなど最小の経費で最大の効果を生む工夫を凝らした効率的で効果的な記念事業等であること。

2 作品の要件

- ・市制20周年を強く印象付け、親しみやすく明るい雰囲気としてください。
 - ・A4 白色用紙を縦長で使用し、縦横15センチの枠内にデザインしてください。また、枠外に天地を明示してください。
 - ・色数は自由としますが、拡大・縮小、白黒・単色での使用も考慮してください。
 - ・応募者が独自にデザインした未発表の作品としてください。
- ※ ロゴマークは、市の看板、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等での使用のほか、市が認める事業に対してもその使用を許可する予定としています。

3 応募資格

八幡平市にお住まいの方、通勤・通学している方、または八幡平市を応援している方など、どなたでも応募可能です。

4 募集期間

令和5年12月7日（木）から令和6年1月19日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

5 応募方法

- ・応募用紙1通につき1作品とし、1人3点まで応募できます。
- ・作品の応募は、郵送、持参、電子メールのいずれかによりお願いします。
- ・応募用紙は八幡平市ホームページからダウンロードできます。また、市役所本庁、各総合支所においても配布しています。
- ・郵送若しくは持参で応募する場合は、応募用紙に必要事項を記入し、作品を同封の上、提出してください。
- ・電子メールで応募する場合は、八幡平市ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入したファイルを添付するか、応募用紙の必要事項をメール本文に記入して、作品のファイルを添付した上で、応募先の電子メールアドレスまで送信してください。
- ・提出していただく作品は手書きでも結構です。デジタルデータの場合は、ファイル形式を、AI、PSD、PDF、EPS、JPG のいずれかの形式とし、データサイズは3MB以内、解像度は350dpi程度としてください。
- ・電子メールで応募する場合は、件名を「20周年記念事業ロゴマーク応募」としていただきます。

6 応募上の注意

- ・応募作品は、自作、未発表のもので、採用作品が他の著作物の著作権等を侵害するおそれがある場合は、採用を取り消します。
また、既に副賞を進呈したのちにその事実が判明した場合は、副賞を返還していただきます。
- ・応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者において諸問題が発生した場合、八幡平市は一切の責任を負いません。
- ・採用した作品に関する一切の権利は八幡平市に帰属します。また、その使用に関して著者は著作者人格権を行使できないものとします。
- ・採用後、必要に応じて補作、修正することがあります。
- ・応募にかかる費用は応募者の負担とし、提出いただいたメディア、書類は返却しません。
- ・応募に際して提出いただいた書類は、厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。

これらに記載されている個人情報には正当な理由なく第三者へ開示、譲渡及び貸与することはありません。ただし、入賞者の氏名、お住まいの地域は選考結果発表のために公表することがあります。

・送付中やメール送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、八幡平市は一切責任を負いません。

・本規定に取り決めのない事項については、市の判断により決定します。

7 賞

最優秀賞 1点（副賞：5万円）

優秀賞 4点以内（記念品：安比塗）

※ いずれも受賞者が未成年の場合は、著作権等に係る八幡平市への帰属了承等のため、親権者の同意が必要です。また、未成年の方が受賞した場合、親権者の口座へ賞金を振り込みます。

8 審査及び結果発表

- ・応募された作品は、八幡平市で審査し、令和6年2月中旬に採用作品1点を決定します。
- ・審査結果については、入賞者本人に連絡した後、ホームページ等で公表する予定です。

9 応募・お問合せ先

八幡平市役所 総務課

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

電話：0195-74-2111 Fax：0195-74-2102

Mail：somuka@city.hachimantai.lg.jp

URL：https://www.city.hachimantai.lg.jp/